

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	要措置管理区域及び要届出管理区域の指定	
根拠法令・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の21の4の3第3項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第81条の21の4の3 土地の所有者等は、第81条の4第1項及び第6項、第81条の5第2項並びに第81条の6第2項及び第3項の規定の適用を受けない土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染状態が第81条の8第1項第1号の規則で定める基準に適合しないと判断するときは、規則で定めるところにより、当該土地の区域について同項又は第81条の12第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定による申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第81条の4第1項の規則で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第81条の8第1項又は第81条の12第1項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。</p> <p>※</p> <p>（要措置管理区域の指定等）</p> <p>第81条の8 土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が管理有害物質（第81条の5第2項の規定による調査に係る土地にあっては、ダイオキシン類。以下この款及び次款において同じ。）によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。</p> <p>一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。</p> <p>二 土壤の管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。</p> <p>（要届出管理区域の指定等）</p> <p>第81条の12 土地が第81条の8第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が管理有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	2か月
	標準処理期間を設定できない理由	